住宅関連ローン

2024年9月2日現在

商 品 名	きたしんリ・バース６０　〈ノンリコース型〉
ご利用いただける方	次の条件をすべて満たされる方 （１）申込時の年齢が満６０歳以上であること（連帯債務者の対応可能） （２）公的年金等の安定的な収入があること （３）申込人が日本国籍又は永住許可を得ている外国人であること （４）住宅金融支援機構の住宅融資保険の付保承認が受けられること （５）申込にあたり当庫が行うカウンセリングが受けられること （６）当庫営業エリア内にお住まいであること
お使いみち	（１）申込人が居住する住宅（※１）の建設資金・購入資金 （２）申込人が居住する住宅（※１）、高齢者が親族に使用貸借する住宅又は３年以内の定期借家契約により第三者に賃貸する住宅のリフォーム資金 （３）申込人が住み替えるサービス付高齢者向け住宅の入居一時金 （４）（３）の入居一時金を対象とする場合の住替える前の住宅のリフォーム等資金 （５）既存の住宅ローンの借換資金（※２） （６）子世帯等が居住する住宅の建設資金・購入資金 （注）融資住宅が新耐震基準相当の耐震性を有することが必要です。（（３）と（６）を除く） ※１セカンドハウスとしての居住を含む。この場合、当該セカンドハウスを第三者に賃貸することができない。 ※２債務者の死亡後の相続人への債務承継については相談等となる。
ご融資金額	・１００万円以上8,000万円以下で下記のうち最も低い金額（１０万円単位） 資金使途は（１）が対象となり、8,000万円以下で、（２）または（３）のいずれか低い金額 （１）住宅関連資金を対象とする。セカンドハウスも①②③については対象とするが、当該セカンドハウスを第三者に賃貸することはできない。 ①住宅の建設または購入　※子世帯の取得資金含む。 ②リフォーム資金 ③既存の住宅ローンの借換 ④サービス付き高齢者向け賃貸住宅の入居一時金 （２）住宅金融支援機構が規定する範囲内での諸費用を含む所要資金の100%に相当する金額 ＜住宅融資保険の対象になる諸費用については別途ご確認ください。＞ （３）担保不動産の評価額に担保掛目をかけた金額 債務者の年収（申込本人の年間収入及び収入合算者の年間収入金額）に占める全ての借入金に関する年間返済額の合計額の割合 年収：総返済負担率 ４００万円未満の方：３０%以下 ４００万円以上の方：３５%以下
ご融資利率	融資利率（2024年9月2日現在） 年齢：担保掛目：基準金利(住宅ローンプライムレート）＋上乗せ幅 満60歳以上：50%（長期優良住宅の場合：55%）：当庫住宅ローンプライムレート+0.20% 満60歳以上：60%（長期優良住宅の場合：65%）：当庫住宅ローンプライムレート+0.70% 金利の見直しは、毎年４月１日および１０月１日現在の当庫の変動金利型の基準利率に応じて行い、新利率はそれぞれ６月および１２月の約定返済日の翌日から適用します。

次ページへつづく

必要書類	・ご本人確認資料（本人及び連帯債務者） 運転免許証（未取得の場合は個人番号カード等)及び健康保険証、住民票の写し ・資金使途確認資料 購入の場合……見積書・売買契約書等資金使途を確認できる資料及び申込み時点から 不動産の場合：３か月以内の全部事項証明書（登記簿謄本）、「地積図」「公図」 「住宅地図」等機構が指定するもの。固定資産税評価書 サービス付き高齢者向け賃貸住宅の入居一時金の場合：契約書、パンフレット等 借換の場合……借換対象ローンの資金使途確認書類 融資残高確認書類・返済履歴確認書類 リフォームの場合……見積書、契約書等 担保設定時……印鑑証明書 ・所得証明資料（本人及び連帯債務者） 給与所得者……公的所得証明書（住民税納税通知書、住民税課税通知書等） 法人代表者……公的所得証明書（住民税納税通知書、住民税課税通知書等、決算書3期分） 個人事業主……受付印のある確定申告書控（写）3期又は公的所得証明書 （納税証明書その１，２）公的所得証明書（住民税納税通知書、住民税課税通知書等） 年金受給者……年金振込通知書・年金決定通知書・年金額改定通知書 公的所得証明書（住民税納税通知書、住民税課税通知書等）
金利変動	・変動金利です。 ・当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ・店頭でお問い合わせいただくか、当金庫ホームページ「金利一覧」をご覧ください。 ・ご融資利率は金融情勢などに応じて変更されることがございます。 ・適用されるご融資利率は、お申込み時ではなく、実際にお借入れいただく日の当金庫住宅ローンプライムレートに基づくご融資利率が適用されます。 （場合によってはお申込み時の利率と異なることがございます。） 【変動金利の基準金利】 ・当金庫住宅ローンプライムレートを基準とする変動金利となります。 ①ご融資時の適用利率は、４月１日又は１０月１日現在の当金庫住宅ローンプライムレートを基準に、各６月又は１２月の約定返済日翌日に変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合には、それ以外の日に適用利率を変更することがございます。 ②ご融資後の適用利率は基準金利（当金庫住宅ローンプライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利）の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引下げ、又は引上げられます。ご融資後の利率の変更は４月と１０月で新利率は各翌々月の約定返済日の翌日から適用いたします。
ご返済方法	利息は毎月約定返済日に１か月分をご返済。元金は、債務者が死亡したときに一括でご返済。 （※）相続人の方に一括してご返済いただくか、担保物件の売却によりご返済いただきます。
融資終期 （ご契約終了日）	お借入人（連帯債務者を含む。）がお亡くなりになられた日又は当庫がお借入人がお亡くなりになられた事実を知りえた日
担保	ご融資の対象である建物および敷地（資金使途がサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金の場合は、住み替える前の建物および敷地、子世帯が居住する住宅建設・購入資金の場合は、親世帯の建物および敷地）に当庫を抵当権者とする第一順位の抵当権を設定させていただきます。

次ページへつづく

<table>
<tr><td>保険</td><td>住宅金融支援機構の住宅融資保険を付保します。（住宅融資保険の付保に必要となる保険料は当庫が負担します。）</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>ノンリコース型の概要</td><td>ノンリコース型：お借入人がお亡くなりになった際、担保物件の売却等によりローンの全額を返済できない場合でも、相続人は残債務を返済する必要はありません。
（注）ノンリコースを選択された場合でも、利払いの遅延等で期限の利益を喪失する等一定の要件に該当した場合は、ノンリコースの適用はありません。</td></tr>
<tr><td>火災保険</td><td>ご融資の対象となる物件に対し火災保険に加入いただきます。</td></tr>
<tr><td>団体信用生命保険</td><td>ご加入いただけません。</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>【事務手数料】・・・・・・・・・１１０，０００円（消費税込み）
【繰上返済手数料】全額繰上返済の場合・・・・・・・３３，０００円（消費税込み）
一部繰上返済の場合・・・・・・・・・５，５００円（消費税込み）
【その他の条件変更】一部繰上返済(100万以上）の場合・・・・・・・５，５００円（消費税込み）</td></tr>
<tr><td>印紙代</td><td>・金銭消費貸借契約証には所定の印紙税が必要となります。
（単位：円）
<table>
<tr><td>ご融資金額</td><td>～５００万円</td><td>～1,000万円</td><td>～5,000万円</td><td>～8,000万円</td></tr>
<tr><td>印紙税</td><td>2,000</td><td>10,000</td><td>20,000</td><td>60,000</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>苦情処理措置・紛争解決措置</td><td>苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室（9時～17時、電話：072－621－9363）にお申し出ください。
紛争解決措置　公益社団法人民間総合調停センター（06－6364－7644）東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03－3517－5825）にお申し出ください。
なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）ーもあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>・年1回、当庫からお借入人（連帯債務者を含む。）に対して、安否確認をさせていただきます。
・お申込みに際しましては、事前の審査をさせていただきます。結果によりましては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
・ご返済の試算など詳しくは当金庫の営業店窓口にお問い合わせください。またホームページでもご確認いただけます。</td></tr>
</table>

北おおさか信用金庫